

明治八年五月二十日於外務省寺島外務卿英國

公使パークス應接記

記者林部士等註

○ 豪洲博覽會一件

○ 蓬萊社と第と新報一件

○ 演藝苑と第と英國婦人、第と暴舉

おとひたし一件

○ テトエヨシトリ三澤忠彦、係、新報神奈

川裁判所行る二月間滯滞一件

○ コックと材木陸揚場貸渡約書一件

○ 元老院職制之話

外務省

○ 琉球委分之話

○ 朝鮮之形况

○ 新聞紙上外國君主の如く、本朝の教習と

石川とあし一件

○ 樺太島小話

○ 公使國書持来系、内相野田との巻

一 豪洲博覽會、事務官と第と作部と新聞

紙と相見、下、佐右と事、實、出、違、之、の、也

一 所、被命、た、し、博覽會、實、今日、の、報、知、う、及、積

る、重、人名、と、勅、業、寮、官、吏、楊、奉、正、人、坂、田、春、雄

いさわく養子橋本あり者心得居り候

一橋本氏之使館近き相裁候へき至極好都合

候。

一差出入様、存申下候

一町田氏より出相候修へ尚更給合

一回人之出張を止し成りたすべし

一以國人の便或ハ外國人より出相候

候

一其辺近悉細之事を知る橋本、兼合

且又商人の出入を致さるものより候へ共

外務省

人名の控を詳しおせ

一左ラハ商人の出入を望む者あり

一商人等、不従候を過日も出申し通し、事務官

を不従候

一橋本氏より出相候候へ出可相裁

一明後日お通し候、其次日、其館より致す候

候可差出候

一廿五日を横濱出立候、其前、是非以面候

度候

一左スレハ橋本サセ明後日差出候様、如何付領候

合宜敷候哉

一 明後日、横濱表へ陸越候事明日の廿三。

之内、出省之度候

一 廿三、何時以内都合宜敷哉

一 午後二時頃迄敷候

一 ストロリン并トマス商會より蓬萊社に為りて

洋紙一件、本月十三日附貴船之趣、本月十

五日迄、同社に答辯書差出下与有之候

干今答辯書、申出申候事、候候上、以

外務省

此の書翰申出

一 致美敷候

一 此書、申出候、以要、之、申出候

一 答辯書、申出候日、背、之、事、責、之、外

只今之、事、申出候、考、之、候

一 此書、申出候、日本裁判所、之、威、權、を、

望、之、候

一 屬、此、事、有、之、哉、吾、之、難、知

石橋、少、進、出、席、之、日、折、之、事、申出候

申出、スト、申入、之、事、神奈川裁判所、於、之、嚴、裁

同社債の募集は十割以上は可成り出資し、之より  
同裁判所より甚多の裁許間及び通知あり  
アストン曰ク、此の世に惟るるは出候

一英國拓殖の民を辨せしむるは出候のあり、時を  
本人に出候、口を以て答へ給ふ事あり  
又此原告人と速に裁許あり、事と望むに  
同社債と資する事あり、之れは其の真の  
人を悩ませしむるを難解する也

一速に裁許あり、事と望むに  
石橋少丞退席す

外務省

一英國兵隊市中に暴行する事あり、  
上議院は之を今不相止候と認め、之れは後暴行  
する事あり、公然と之を不裁許と認め、上議院  
は之れを然らざるに度、又之を裁許と認め、上議院  
者は之れを裁許する事あり、之れは其の真の  
人を悩ませしむるを難解する也

一是れは演説の範圍あり、事あり  
一然らば、其れを裁許する事あり、之れは其の真の  
人を悩ませしむるを難解する也

皇太子の御遊幸に際しては、格別注意を要す。御遊幸の途程を厳密に監視し、御遊幸の安全を確保す。御遊幸の途程を厳密に監視し、御遊幸の安全を確保す。御遊幸の途程を厳密に監視し、御遊幸の安全を確保す。

一 皇太子の御遊幸に際しては、格別注意を要す。御遊幸の途程を厳密に監視し、御遊幸の安全を確保す。御遊幸の途程を厳密に監視し、御遊幸の安全を確保す。御遊幸の途程を厳密に監視し、御遊幸の安全を確保す。

外務省

一 皇太子の御遊幸に際しては、格別注意を要す。御遊幸の途程を厳密に監視し、御遊幸の安全を確保す。御遊幸の途程を厳密に監視し、御遊幸の安全を確保す。御遊幸の途程を厳密に監視し、御遊幸の安全を確保す。

改ニ支テリ數多ク其年強テ其中間と渡  
王御其後ニ婦人ニ葉山ノ字ニ其兵卒  
存ニありテ袂を引テ北首を突ク因テ婦人セ  
其地ヲ避テ開塞ニ到リ一兵卒又進リ  
来リテ煙ヲ出シテ吹煙ヲ劬ニ其再ニ望礼  
ヲ加ハラレ恥辱ヲ受ケラリ時連行ノ男子あり  
ト必其兵卒ヲ打テ殺シテあり

一 神志川裁判所ニ到リ苦情ヲ聞下ヘテ三  
不得高御此意録ニ付テ是迄ノ事アリ

外務省

此時書簡ニ出

一 何ニ所ナラヤ

一 テヒシヨニ付テ澤志兵衛ハ係ヲ解テ  
司法省ハ上告ニ要スル者ナク持備相立テ其中  
渡ヲ更ケルハ一既ニ二月ヲ経テ其申渡  
書ニ明文ヲ踐行セテ因テ領事ニ付テ神志川  
裁判所ニ到リテ是レハ一追テ是レハ何事アリ  
要ムル事アリ

一 何故ニ其法滞ル裁アリテ可ニ調ハ

一 何卒一以取調被下度ハ

一 クワクへ材木陸揚貨渡之約を既く是より  
日本が欲修給ふべき事文を其用と被相考は是レ  
何人々が調定書面ナリヤ

一 内務省より各調タルナリ

一 去年の月割の重高へ二割の加息スルとあり之レ  
何れも事ナルヤ

一 一月後レハ二割の増ストノ事ナリ

一 一ツラクニ分ノ増修ハアラフヤ

一 修修ミアラフ蓋し非考とあり修修は此記載セ

外務省

あり

一 建修の時と迄印セカレハ不相成是レホハ好々望

用と考はは書答面を給ふ事ありはるる資金

一 修修名義ありあり



一 我政府へ元老院ニ事修修ナリ修修の間は

あり

一 修修之法は修修の修修あり修修之法は修修の修修あり

修修の修修

一 修修の修修

一 然り

一 元老院之決議を以て是より出スヤ

一 幸くより法案ヲ作ツテ議サン事ヲ乞フ其許可を得

候後ナ之レヲ議ス

一 誰カ許可スルヤ

一 天皇陛下之レヲ許ス

一 左レハ天皇陛下ノ許セシモノニアラサレハ議スル不能歟

一 然り

一 商議シタルモノハ議官ニテ定ルル天皇陛下ノ許

批ヲ待ツカ

外務省

一 天皇陛下ノ允許ヲ乞フ

一 陛下ノ許可ナキモノハ法律ニハ不相成歟

一 然り

一 いつ頃より此用場お成候哉

一 現ニ規則を調申ニ付とより日ヲ定メ難クハ候一可

議ものも數多きも之を以て成り不周ハ不相成あり

一 島津云議長ヲラントノ説あり候歟

一 イマタ不定

一 後藤君ヲ副議長ナル歟

一 然り



一 副島君を以て不日出

一 不出

一 議員ハ何人程

一 人数を定メテは品々を委ニラハサレ

一 又御天皇陛下之命スルもの候

一 然リ民選議院をある候

一 公法を議スル候

一 不然

一 尔後政府之官吏も立法に關スル不能候

一 實地を以て之を參照セラル不審ものあり

### 外務省

一 踐行ニカタクとのあり時を如何

一 再應も再々之も改議ス

一 吏レハ元老院を議スル候

一 然リ

一 政府ト元老院トノ意見ヲ合ハル如何

一 其邊之規易も亦難中

一 政府之官吏も當時元老院との交渉あり

一 貴國もハトラメント之如く盛大ニ相成時を其中

之に不考入とも相成先ツ當時之有様も亦物を

取調了ヨシヨリ見做し可ナラズ候イワハ

貴國の三四百年前より有様は蓋し最初  
ニアラザレハイカヌものあり

一琉球一帯を如何に治むべきに  
其物持来

く琉球人今も京に在りてあり

一或ハ琉球貢ヲ出スノ年  
本島ヲ出帆し數月ヲ経テ福州ニ達セリ

一と後ハ支那と貢スル

一以来と差留ル

一貢セシメサル故他と代ルモノヲ許ス

外務省

一何モ許サズ

一全体是と支那と貢スルを差留と罷解事

三ハ

一薩摩藩は管轄中と回島人  
其支那と貢スル

為メ多少と差留ル事懸念許セリ如何ト

ナレハ幕府の政と向と他人を以て自内と外國

と貿易スルは許さず因るに薩摩と琉人と中間と

と之レヲ名として外交ヲ有し  
其後之裨益ヲ

得多クあり

○

一 袁山君より何事を報知せしむるか

一 十四日、宗と通信ありたり、朝鮮國を回國官使の  
罰せしむ事實を在達と申裁たり

一 貴國より子爵を請取タルヤ

一 其弟の如く後之候を申裁と在待を以蓋し回  
國ニ子爵官使を罰せしむるを必可請取と彼請候

一 何れを罰せしむるか

一 四十年前、朝鮮より宗を召し、宗簡の中より拒  
たり者、其罪を鳴らして罰せしむるか

一 軍艦二隻、朝鮮より召し、宗殿との縁り宗

外務省

訳

一 不然、武統より、對州、送る事あり

一 朝鮮、近海を測量し、あるか

一 不然

一 對あり、格別、測量スル、場を、あるか

一 場あり、直敷、あるか

一 朝鮮、近海を、数多、之、鳴、あり、夫レ、測量

スル候。

一 夫、近を、不知り、其、文、を、結、と、多、と、無、く、也

其、邊、に、ある、事、あり

一 北京に在る朝鮮人々、皆大日本と稱し朝鮮  
 人々と大ノ字ヲ冠サレタル故ありと聞リ然レ  
 一 不務を帝カノ勅カノ之文字ヲ不務者あり  
 一 釜山にのり居りてハ、松戸、漸々、都府に向  
 進行セハ、よく、増チ明くべし  
 一 夫迄を不務

一 楊太一名は、追々、海交相成所、望み、蓋し一  
 ヶ月後、必交議ニ可成

外務省

一 此義を拙者も、往歲、上ノ事あり、必以記憶  
 あり

一 最初ハ四五時、ナリ、ハ、追々、後列之、未、此、度、小島不  
 務、尚方、渡、不、苦、作

一 新聞紙面、付、外國皇帝、之、相、當、之、  
 敬語ヲ不用、事、あり、是、レ、過、日、山口、公、正、上、主  
 假、如、其、為、貴、政府、一、号、令、之、り、改、作  
 一 新聞紙、之、文字、ヲ、指定、スル、之、六、ツ、ケ、數、作  
 一 論、之、ヲ、示、指、スル、ニア、ラス、只、文字、の、



蓋し帝王ノ列傳ニ事々々續作有る帝王ノ  
年表ニ連續孰ニ字ニ未だ居修ニ事ニ証スルニ是リ  
ナリ候。

一夫をむく〜事〜多那〜昔々王〜字ヲ  
用ヒタリ近來ニ帝王〜今〜其差ヲ定メ  
多リ

一関下ノ解任ノ圖書ニ區分〜我々帝  
陛下ノ圖書ニ事々々近日ニ事々々仕度  
別々ニ書籍善シ候

外務省

此の書籍出ス

一義名

一其折我海軍士官チヤルセル并ニ一人同行  
福見也致候

一義名

右ニ事ニル